

証券コード 3628

2024年9月12日

株 主 各 位

広島市西区草津新町一丁目21番35号
株式会社データホライゾン
代表取締役社長 瀬川 翔

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにもアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.dhorizon.co.jp/ir/data.html>



（上記ウェブサイトにもアクセスいただき、「IR関連資料」画面の「その他（第44回定時株主総会招集ご通知）」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトにもアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「データホライゾン」又は「コード」に当社証券コード「3628」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年9月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2024年9月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 広島市西区草津新町一丁目21番35号
広島ミクス・ビル1階 広島市産業振興センター研修室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 目的事項 報告事項

1. 第44期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容の決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

電子提供措置事項については、前記の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおりすべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

# 事業報告

( 2023年7月1日から )  
( 2024年6月30日まで )

当社グループは、ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しやインバウンド需要の増加などにより、緩やかな回復が見られました。一方で、大幅な円安進行や地政学的リスクによる資源エネルギーおよび原材料価格の高止まりや中国経済などの下振れが国内景気を下押しするリスクにもなっており、先行きについては不透明な状況が続いております。

また、当社グループの主要顧客である自治体の国民健康保険、後期高齢者医療広域連合などの保険者の財政は、厳しい状況が継続していると推測されます。一方で、保険財政の改善のための保険者による予防・健康づくりの推進および医療費適正化に向けての取組みは継続されており、2023年度は第3期データヘルス計画作成支援へのニーズが多くありました。

なお、当社グループは第三者割当増資ならびに公開買付により、2022年8月3日付で株式会社ディー・エヌ・エーの連結子会社となりました。さらに、2022年10月3日付で株式会社ディー・エヌ・エーからDeSCヘルスケア株式会社（以下、DeSC）の株式を取得し、同社を連結子会社としております。このため、当連結会計年度の業績を前連結会計年度と比較した場合、DeSCを連結した影響で、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費が大きく増加しております。

このような状況下で、当連結会計年度において当社グループの売上高は、5億96百万円増加し、50億7百万円（前連結会計年度比13.5%増）となりました。市町村国保向けの第3期データヘルス計画作成支援業務の受注と提供が順調に進み、取引保険者数が過去最高となったことで、DeSCを除く旧グループの売上高が4億61百万円増加し、DeSC子会社化の影響で1億34百万円増加しております。

また、損益面では、旧グループで利益率の高いデータヘルス計画作成支援業務による増収で黒字となり、営業利益は前期比1億61百万円の増加となりましたが、DeSCを加えた現在の連結ではデータ利活用サービスの売上高が前連結会計年度と比べ2億45百万円増加したものの、積極的な投資の継続と、のれん償却費2億69百万円などの負担が大きく、営業損失は7億89百万円（前連結会計年度は4億98百万円の営業損失）となりました。

営業外損益以下では、前期発生した第三者割当増資ならびに公開買付等にかかるコンサル報酬の支払がなくなったため、経常損失は7億73百万円（前連結会計年度は5億99百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当

期純損失は8億7百万円（前連結会計年度は6億64百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社単体では、データヘルス事業の増収等により、増収増益ならびに黒字転換を達成いたしました。

これらの結果、DeSCを子会社化し新たなグループの収益力を図る客観的な指標としているEBITDA（注）は、連結では98百万円のマイナス（前連結会計年度は44百万円のプラス）となりましたが、旧グループでは、1億84百万円増加し3億55百万円のプラスとなりました。

（注）EBITDA＝経常利益＋金融費用＋減価償却費＋のれん償却費＋M&Aに関連して発生した一時費用

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は59百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より短期借入金として31億50百万円の調達を行いました。また、親会社である株式会社ディー・エヌ・エーより長期借入金として12億円の調達を行いました。当連結会計年度における借入金残高は、短期借入金3億50百万円、長期借入金21億10百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分                                           | 第 41 期<br>(2021年 6 月期) | 第 42 期<br>(2022年 6 月期) | 第 43 期<br>(2023年 6 月期) | 第 44 期<br>(当連結会計年度<br>(2024年 6 月期) |
|-----------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                    | 3,330,035              | 2,990,284              | 4,410,484              | 5,007,033                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | 283,918                | △410,799               | △664,861               | △807,185                           |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)            | 26.73                  | △38.68                 | △53.33                 | △63.70                             |
| 総 資 産 (千円)                                    | 2,277,161              | 2,263,523              | 6,390,448              | 6,660,165                          |
| 純 資 産 (千円)                                    | 1,567,223              | 1,286,310              | 4,025,623              | 3,216,305                          |
| 1株当たり純資産額 (円)                                 | 143.17                 | 112.99                 | 306.94                 | 245.38                             |

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期の期首から適用しており、第42期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第41期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第43期において、第三者割当増資による新株式発行を行っております。また、2022年10月3日付でD e S Cヘルスケア株式会社の株式を取得し、連結の範囲に含めております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分                                  | 第 41 期<br>(2021年 6 月期) | 第 42 期<br>(2022年 6 月期) | 第 43 期<br>(2023年 6 月期) | 第 44 期<br>(当事業年度)<br>(2024年 6 月期) |
|--------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                           | 3,219,274              | 2,842,163              | 3,189,341              | 3,680,552                         |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)                | 300,960                | △466,178               | △137,351               | 103,557                           |
| 1 株当たり当期純利益又は<br>1 株当たり当期純損失 (△) (円) | 28.34                  | △43.90                 | △11.02                 | 8.17                              |
| 総 資 産 (千円)                           | 2,244,078              | 2,180,843              | 6,121,353              | 6,058,958                         |
| 純 資 産 (千円)                           | 1,592,061              | 1,250,396              | 4,489,610              | 4,624,307                         |
| 1 株当たり純資産額 (円)                       | 147.74                 | 112.46                 | 348.19                 | 358.40                            |

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期の期首から適用しており、第42期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第41期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第43期において、第三者割当増資による新株式発行を行っております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

| 会社名        | 資本金       | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係                |
|------------|-----------|-------------|-----------------------|
| ㈱ディー・エヌ・エー | 10,397百万円 | 51.57%      | 役員の兼任1名、出向者の受入、業務の委託等 |

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社である株式会社ディー・エヌ・エーに対し管理業務等の委託を行っております。親会社との取引条件につきましては、市場価格を勘案し、当社との関連を有しない会社との取引と同様に交渉のうえ決定しております。

親会社との取引は上記のとおりであることから、社外取締役も含め、取締役会として当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### ③ 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                                 |
|---------------|--------|----------|---------------------------------------------------------|
| DeSCヘルスケア(㈱)  | 100百万円 | 95%      | 健康レコメンデーションメディア「kencom(ケンコム)」、データ活用事業の運営を中心とした各種ヘルスケア事業 |
| ㈱DPPヘルスパートナーズ | 47百万円  | 100%     | 看護師等による疾病管理および疾病予防                                      |
| ㈱ブリッジ         | 40百万円  | 51%      | 地域医療に係るコンサルティングおよびソリューションの提供ほか                          |

- (注) 1. 当社は、2014年9月16日開催の取締役会において、子会社であるDATA HORIZON PHILS, INC. を解散することを決議いたしました。DATA HORIZON PHILS, INC. では、清算に必要な手続きを完了し、現在、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあります。
2. 当社は、2024年7月24日開催の取締役会において、株式会社ブリッジの株式の一部を譲渡することを決議いたしました。2024年8月16日に本株式譲渡が実行されたことにより、同社は当社の重要な子会社より除外され、持分法非適用関連会社となりました。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、2022年6月に株式会社ディー・エヌ・エー（以下、DeNA）と資本業務提携を行いました。その後、DeNAによる当社株式の公開買付、DeNAへの第三者割当増資、DeNAからDeSCの株式取得を経て、DeSCを含めた当社グループ4社は、DeNAの子会社として、DeNAのヘルスケア事業を担う企業グループとなりました。

この結果、当社グループは、従来から行ってきたデータヘルス関連事業（医療関連データベース、レセプトデータ分析および重症化予防指導などの独自技術を基にした、保険者にデータヘルスのPDCAサイクルのPlan（データヘルス計画の立案）、Do（保健事業の実施）、Check（保健事業の検証）、Act（改善、次年度の計画へ）を一貫して提供するサービス）に加え、DeSCが行ってきた「kencom」など、健康層も対象に含めたアプリを活用する幅広いヘルスケア事業と、保険者の許諾を得て匿名加工したデータの利活用事業を行う企業グループとなりました。

2024年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）」には、「第3期データヘルス計画に基づき保険者と事業主の連携（コラボヘルス）の深化を図り、また、予防・重症化予防・健康づくりに関する大規模実証研究事業の活用などにより保健事業やヘルスケアサービスの創出を推進」、「医療介護の公的データベースのデータ利活用を促進するとともに、研究者、企業等が質の高いデータを安全かつ効率的に利活用できる基盤を構築する」と記載されており、グループ全体で、この方針に沿った事業展開を行ってまいります。

そのような事業環境の下、当社グループでは以下を対処すべき課題と認識しております。

##### ① データヘルス関連事業のサービスラインアップと提供体制の強化

従来から行ってきたデータヘルス関連事業の充実と、DeSCを子会社化したシナジーとしてアプリケーションを活用した新たな保健事業の提供を行い、その提供体制を強化しコスト増加を抑えてまいります。

##### a. 従来から行ってきたデータヘルス関連事業の充実

ニーズが多様化するデータヘルス計画への対応、保険者機能の強化をサポートするサービスの提供、保健事業と介護予防の一体的な実施に貢献



するサービスの構築、多様化する都道府県ヘルスアップ事業への対応など、引き続き提供サービスを充実させてまいります。

b. アプリケーションの活用による保健事業の提供対象の拡大

D e S Cが持つヘルスケアエンターテインメントアプリ「kencom」を自治体の保健事業として提供し、これまで行ってきた壮年期世代の生活習慣病重症化予防に加え、より若い世代の健康的な生活習慣の定着に向けた事業に幅を広げ、全国展開を目指してまいります。

② データ利活用事業の成長

データヘルス関連事業で保険者から利用許諾を得たヘルスビッグデータを活用し、医療費の適正化等、公益性のある当社データ利活用事業の取組みを加速してまいります。

今後は、営業体制の強化や協業先との取組みを推進しながら、アカデミア・製薬企業をはじめとするステークホルダーの皆様に利用いただく機会を拡大してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

| 区 分        | 主なサービス                                                                       |
|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| データヘルス関連事業 | 医療費適正化のための保健事業支援・ジェネリック医薬品通知サービスなどの保険者向け情報サービス、ヘルスケアエンターテインメントアプリ「kencom」の運営 |
| データ利活用事業   | データヘルス関連事業で利用許諾を得た匿名加工情報データベースの販売・分析等                                        |
| その他        | アプリケーションを活用した事業会社向けサービス等                                                     |

(6) 主要拠点 (2024年6月30日現在)

① 当 社

|             |        |
|-------------|--------|
| 本 社         | 広島市西区  |
| 東 京 本 社     | 東京都文京区 |
| 関 西 営 業 所   | 大阪市浪速区 |
| 札 幌 オ フ ィ ス | 札幌市北区  |

② 子会社

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| D e S C ヘ ル ス ケ ア ㈱       | 本社：東京都渋谷区 |
| ㈱ D P P ヘ ル ス パ ー ト ナ ー ズ | 本社：広島市南区  |
| ㈱ プ リ ッ ジ                 | 本社：東京都文京区 |

(7) 使用人の状況（2024年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 使 用 人 数  | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
| 374名（8名） | 6名減（6名減）              |

（注）使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

|          |                   |         |             |
|----------|-------------------|---------|-------------|
| 使 用 人 数  | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
| 258名（3名） | 42名増（2名減）         | 42.1歳   | 8.3年        |

（注）1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数増加の主な理由は、連結子会社の株式会社D P Pヘルスパートナーズからの転籍によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年6月30日現在）

|            |             |
|------------|-------------|
| 借 入 先      | 借 入 額       |
| ㈱ディー・エヌ・エー | 1,700,000千円 |
| ㈱広島銀行      | 305,000千円   |
| ㈱山陰合同銀行    | 255,000千円   |
| 三井住友信託銀行㈱  | 100,000千円   |
| ㈱三井住友銀行    | 100,000千円   |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2024年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,711,780株
- (3) 株主数 1,244名（前期末比645名増）
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                       | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|---------------------------|------------|-------------|
| (株) デ イ ー ・ エ ス ・ エ ー     | 6,535,300  | 51.56       |
| 内 海 良 夫                   | 1,147,900  | 9.06        |
| 岩 佐 実 次                   | 611,100    | 4.82        |
| (株) ベ ネ フ ィ ッ ト ・ ワ ン     | 436,900    | 3.45        |
| テ ィ ー エ ス ア ル フ レ ッ サ (株) | 360,000    | 2.84        |
| 渡 邊 定 雄                   | 284,000    | 2.24        |
| 渡 邊 毅 人                   | 213,000    | 1.68        |
| 鹿 沼 史 明                   | 199,400    | 1.57        |
| (株) S B I 証 券             | 159,600    | 1.26        |
| 野 村 證 券 (株)               | 155,825    | 1.23        |

(注)上記のほか、自己株式が36,467株あります。なお、自己株式数は控除して持株比率の計算を行っております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年6月30日現在）

|                        |                                      |                                             |
|------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2021年5月25日                           |                                             |
| 新株予約権の数<br>(1個当たりの株式数) | 200個<br>(1個当たり株式数 300株)              |                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 60,000株                         |                                             |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                  |                                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり459,200円<br>(1株当たり 1,531円) |                                             |
| 権利行使期間                 | 2023年6月17日から<br>2026年6月16日まで         |                                             |
| 新株予約権の行使条件             | (注1)                                 |                                             |
| 役員<br>保有状況             | 取締役(監査等委員および社外取締役を除く。)               | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 30,000株<br>保有者数 1名 |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了で退任した場合、定年で退職した場合、その他取締役会が特別に認める場合は、当該事由が発生した日から3カ月間においてはこの限りではない。
  - ②新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部または一部につき行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数につき、1の整数倍ごとに行使用するものとする。
  - ③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
  - ④新株予約権者が死亡の場合、新株予約権の相続は認めないものとする。
  - ⑤この他、新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 2021年10月1日付で行った普通株式1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の数(1個当たりの株式数)」、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」および「役員の保有状況」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役 の 状 況 (2024年 6 月 30日 現 在)

| 会社における<br>地 位                       | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                                 |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>兼 執行役員最高経<br>営責任者 (CEO)  | 内 海 良 夫   | ㈱DPPヘルスパートナーズ代表取締役社長<br>㈱ブリッジ取締役<br>DeSCヘルスケア㈱取締役                             |
| 代表取締役副社長<br>兼 執行役員最高執<br>行責任者 (COO) | 瀬 川 翔     | DeSCヘルスケア㈱代表取締役社長<br>㈱ディー・エヌ・エーグループエグゼ<br>クティブ兼ヘルスケア事業本部本部長<br>㈱PFDeNA取締役     |
| 専 務 取 締 役                           | 濱 宏 一 郎   | ㈱DPPヘルスパートナーズ取締役<br>㈱ブリッジ代表取締役社長<br>DeSCヘルスケア㈱取締役                             |
| 取 締 役                               | 大 井 潤     | ㈱ディー・エヌ・エー取締役兼執行役<br>員<br>㈱DeNAライフサイエンス代表取締役<br>㈱PFDeNA代表取締役社長<br>㈱アルム代表取締役会長 |
| 取 締 役                               | 岡 本 保     | -                                                                             |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)                  | 野 間 寛     | ㈱DPPヘルスパートナーズ監査役                                                              |
| 取 締 役<br>(監査等委員)                    | 竹 島 哲 郎   | 税理士                                                                           |
| 取 締 役<br>(監査等委員)                    | 倉 岡 な ぎ さ | ㈱ディー・エヌ・エー経営企画本部副<br>本部長                                                      |

- (注) 1. 取締役岡本保氏ならびに取締役 (常勤監査等委員) 野間寛氏、取締役 (監査等委員) 竹島哲郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 竹島哲郎氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役岡本保氏および取締役 (常勤監査等委員) 野間寛氏、取締役 (監査等委員) 竹島哲郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会の十分な連携を可能とすべく、野間寛氏を常勤監査等委員として選定しております。

**(2) 当事業年度中に退任した取締役**

該当事項はありません。

**(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員として業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。

なお、贈賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填対象外とすることにより、役員職務の遂行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社、子会社の取締役および監査役ならびに執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同じ。）の報酬等は、自治体を中心とした保険者に対し継続的なサービスを提供することを目的とした当社の事業形態に鑑み、固定報酬としての基本報酬をベースとしております。さらに、業務執行取締役には、中長期的な企業価値向上への意欲と士気を高め株価の上昇を目指したストック・オプションを支給することとし、ストック・オプションは、2020年9月29日開催の第40回定時株主総会にて年額80,000千円以内、年200個を上限と決議いただいております。取締役の固定報酬に対する割合は、概ね20%となるように設計しております。

また、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

b. スtock・オプション（非金銭報酬等）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役へのストック・オプションの支給は、役位、職責、在任年数に応じて、取締役会の決議にて定めるものとしております。なお、支給は基本方針に基づき適切と判断する時期に行うものとしております。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬（金銭報酬）額については取締役会決議に基づき代表取締役社長内海良夫氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分といたします。

権限を委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、適切な判断が可能であると考えているためであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、各独立社外取締役の意見を十分に尊重し決定をするものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                         | 対象となる役員の数<br>(名) | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |            |
|-----------------------------|------------------|--------------------|--------------------|------------|
|                             |                  |                    | 基本報酬               | ストック・オプション |
| 取締役（監査等委員を除く。）<br>（うち社外取締役） | 4<br>(1)         | 54,488<br>(8,000)  | 54,488<br>(8,000)  | 0<br>(-)   |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）     | 2<br>(2)         | 9,600<br>(9,600)   | 9,600<br>(9,600)   | -<br>(-)   |
| 合 計<br>（うち社外役員）             | 6<br>(3)         | 64,088<br>(17,600) | 64,088<br>(17,600) | 0<br>(-)   |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2018年9月26日開催の第38回定時株主総会において年額100,000千円以内（うち社外取締役分は10,000千円以内。なお、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、4名（うち社外取締役は1名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年9月26日開催の第38回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役は3名）です。
4. スtock・オプションの額は、Stock・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額です。  
当該Stock・オプションに関する内容は、「①b. Stock・オプション（非金銭報酬等）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に、その交付状況は「3. 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
5. 当事業年度においては、取締役会は、代表取締役社長内海良夫氏に対し、各取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案して各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
6. 期末日現在の人員は、取締役8名ですが、無報酬の取締役（監査等委員を除く。）1名および取締役（監査等委員）1名は員数には含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係  
該当事項はありません。



- ② 他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名     | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                        |
|------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役              | 岡 本 保   | 当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席しました。長年総務省において重要な地位にて従事してきた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                                              |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 野 間 寛   | 当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席しました。長年金融機関に勤務し培った財務・監査業務における豊富な経験や見識を活かし、業務執行に対する意見を積極的に述べております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、常勤監査等委員として監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関する意見交換をしております。このほかに、経営に関する重要な会議に出席し監査を実施しております。 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 竹 島 哲 郎 | 当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席しました。税理士の資格を有し、財務・会計の専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針等に関する意見交換を行っております。                                               |

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員を除く。）岡本保氏および社外取締役（監査等委員）竹島哲郎氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約により、両氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2023年9月28日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 36,000千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額として、有限責任 あずさ監査法人に対して19,942千円を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

**(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人が会社法第337条第3項の規定により会計監査人欠格事由に該当したときおよび公認会計士法第34条の21第2項等の法令違反により内閣総理大臣から業務の一部もしくは全部の停止または解散を命じられたとき等、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

**(6) 責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループは、「コンプライアンス宣言」において、「コンプライアンス基本方針・行動規範」、「コンプライアンス規程」に沿って、法令遵守、社会常識および企業倫理などを重視した体制づくりと活動により、社会に貢献できる企業となることを宣言しております。
- b. コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役に報告することとしております。
- c. コンプライアンスに関する社内教育および指導の徹底を図り、管理本部は、その運用状況を取締役に報告することとしております。
- d. 「コンプライアンス規程」に内部通報システムを定め、内部通報システムを周知徹底することにより、法令または定款に抵触する行為の早期発見と解消・改善に努めております。
- e. 外部の法律専門家と顧問契約を結び、取締役および使用人の職務の執行が法令および規程に抵触しないように直接相談できる体制にしております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 「取締役会規程」、「稟議規程」、「会議体規程」、「文書管理規程」等において、各種情報の保存および管理に関する規定を設け、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を実施しております。
- b. 情報へのアクセス方法の改善やIT化を進め、さらに体制の整備を進めるものとしております。
- c. 個人情報の保護については、「個人情報保護基本規程」に基づき、「個人情報保護方針」を定め、JISQ15001で定義されている「個人情報保護マネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っております。
- d. 情報資産の保護については、ISO27001で定義されている「情報セキュリティマネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 製品およびサービスの品質に起因するリスクの管理は、ISO9001に準拠して「品質マニュアル」等によって行っております。
  - b. 「会議体規程」に基づいて開催される、営業戦略会議、開発会議および収益会議において全組織から情報を収集し、リスクを認識した場合は経営審議会および取締役会に報告して対応することとしております。
  - c. 「内部監査規程」に基づく他の業務部門から独立した内部監査室の内部監査により、内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことによりリスク管理体制の適切性を確保することとしております。
  - d. 経営危機が発生した場合は、「クライシスマネジメント規程」に基づいて社長を本部長とする「対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたることとしております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会の手続および取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」で明確にしております。
  - b. 取締役による効果的な業務運営を確保するため、「職務分掌規程」を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることにより組織の効率的な運営を図ることを目的として、「職務権限規程」を定めております。
  - c. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
  - d. 経営方針および経営戦略等に関わる重要事項は、経営審議会の審議を経て執行決定することにより、取締役の職務の執行を効率的に行うこととしております。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社および子会社から成る企業集団の管理は「関係会社管理規程」に基づいて、管理本部が担当しております。
  - b. 取締役会は当社グループの経営計画を決議し、管理本部はその進捗を毎月取締役会に報告しております。
  - c. 内部監査室は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合、監査等委員会と協議のうえ、その人選を行うこととしております。
  - b. 監査等委員会を補助すべき使用人の評価や異動等の人事処遇については、あらかじめ監査等委員会の同意を得ることとしております。
  - c. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査等委員会の指示にのみ従うものとしております。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会のほか経営審議会等重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
  - b. 前記の重要な会議に付議されない重要な起案書および報告書等について、監査等委員会が選定した監査等委員は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができます。
  - c. 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報システムに基づき通報された事実、その他監査等委員会監査のため求められた事項を監査等委員会に直ちに報告する体制となっております。
  - d. 当社グループは、前項に記載の監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底することとしております。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役は、監査等委員会と定期的な会合をもち、会社に対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査等委員会監査の環境整備等について意見を交換しております。
  - b. 内部監査部門である内部監査室は、監査等委員会と定期的に会合をもち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
  - c. 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員会が監査に必要と判断した資料・情報に、監査等委員会が容易にアクセスできる体制を整備しております。
  - d. 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができます。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- a. 当社グループは、「コンプライアンス基本方針・行動規範」のなかで、市民社会に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たないことを定め、社内研修等を通じ継続的にその周知徹底を図り、反社会的勢力との関係排除に向け企業倫理の浸透に取り組むこととしております。
  - b. 管理本部を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携するとともに、情報を収集し反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進いたします。

### ① 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、規程および体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い実効性のある体制を構築いたします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行

当社は原則月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け取締役会の職務執行の監督を行っております。また、効率的な業務執行を行うため、経営に係る重要な意思決定は常勤役員・部長職以上の幹部が参加し、毎週開催する経営審議会による審議を経て取締役会に付議しております。

### ② 監査等委員会の職務執行

監査等委員は毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査等委員は経営審議会および営業戦略会議等の重要な会議へ出席し報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査等委員会は、代表取締役・会計監査人・内部監査室との情報交換に努めております。

### ③ 内部監査体制および財務報告に係る内部統制の評価

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。



#### ④ コンプライアンスに対する取組み

当社グループは「コンプライアンス規程」に基づき、6カ月に1回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進のための各種施策、社内体制の整備に努めております。また、入社時および定期的に社内研修を実施し、法令および社内規程を遵守するための取組みを継続的に行うとともに、毎月1回朝礼にて「コンプライアンス宣言」を社員全員で唱和し、法令遵守の意識の浸透に努めております。

#### ⑤ リスクマネジメントに対する取組み

当社グループは「リスクマネジメント規程」に基づき、6カ月に1回「リスク管理委員会」を開催し、各部署から報告されたリスクのレビューを実施して経営目標の達成を阻害するリスクの確認および対策を行っております。また、取得しているISO9001・プライバシーマーク・ISO27001に関する規定に沿った運用を行い、リスクマネジメントに努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動および経済の活性化の意義を否定するものではなく、また、株式の大量取得を目的とする買付について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。しかし、一方では当該買付者の事業内容および将来の事業計画ならびに過去の投資行動などから、当該買付行為または買付提案が当社の企業理念やブランド、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの利益に与える影響を当社として慎重に判断する必要があると認識しております。

今後につきまして当社は、具体的な買収防衛策をあらかじめ定めるものではありませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社企業価値、株主共同の利益に資することを目的として、具体的な対抗措置の要否および内容を速やかに検討し、当社の権限の範囲内で最も適切と考えられる措置を実行する体制を整えます。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  | <b>負 債 の 部</b>         |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,323,200</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,405,504</b> |
| 現金及び預金                 | 1,424,737        | 買掛金                    | 20,513           |
| 売掛金及び契約資産              | 671,893          | 短期借入金                  | 350,000          |
| 商 品                    | 965              | 1年内返済予定の               |                  |
| 仕 掛 品                  | 123,133          | 長期借入金                  | 130,000          |
| 貯 蔵 品                  | 13,195           | 未 払 金                  | 358,071          |
| 前 払 費 用                | 71,453           | 未 払 費 用                | 170,696          |
| そ の 他                  | 20,729           | 未 払 法 人 税 等            | 36,376           |
| 貸 倒 引 当 金              | △2,906           | 未 払 消 費 税 等            | 100,790          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>4,336,966</b> | 前 受 金                  | 7,283            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>541,213</b>   | 預 り 金                  | 37,659           |
| 建 物                    | 195,652          | 賞 与 引 当 金              | 100,582          |
| 構 築 物                  | 2                | 受 注 損 失 引 当 金          | 21,316           |
| 車 両 運 搬 具              | 2,861            | そ の 他                  | 72,218           |
| 工具、器具及び備品              | 78,023           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,038,357</b> |
| 土 地                    | 124,872          | 長 期 借 入 金              | 1,980,000        |
| 賃 貸 不 動 産              | 139,804          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債      | 31,689           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,518,210</b> | 長 期 預 り 敷 金 保 証 金      | 26,668           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 1,007,316        | <b>負 債 合 計</b>         | <b>3,443,861</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 366,927          | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 借 地 権                  | 31,452           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>3,110,212</b> |
| の れ ん                  | 2,110,670        | 資 本 金                  | 2,156,594        |
| そ の 他                  | 1,845            | 資 本 剰 余 金              | 1,907,799        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>277,542</b>   | 利 益 剰 余 金              | △945,761         |
| 出 資 金                  | 93,949           | 自 己 株 式                | △8,421           |
| 長 期 前 払 費 用            | 7,099            | 新 株 予 約 権              | 81,429           |
| 長 期 預 け 金              | 170              | 非 支 配 株 主 持 分          | 24,663           |
| 差 入 保 証 金              | 51,226           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>3,216,305</b> |
| 繰 延 税 金 資 産            | 125,097          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>6,660,165</b> |
| そ の 他                  | 0                |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>6,660,165</b> |                        |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2023年7月1日から  
2024年6月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額    | 金 額       |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                         |        | 5,007,033 |
| 売 上 原 価                       |        | 3,519,228 |
| 売 上 総 利 益                     |        | 1,487,805 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 2,277,655 |
| 営 業 損 失                       |        | 789,849   |
| 営 業 外 収 益                     |        |           |
| 受 取 利 息                       | 4      |           |
| 受 取 家 賃                       | 64,184 |           |
| 補 助 金 収 入                     | 1,000  |           |
| 助 成 金 収 入                     | 274    |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額               | 1,376  |           |
| 雑 収 入                         | 11,982 | 78,819    |
| 営 業 外 費 用                     |        |           |
| 支 払 利 息                       | 17,417 |           |
| 支 払 保 証 料                     | 195    |           |
| 貸 貸 収 入 原 価                   | 43,924 |           |
| 雑 損 失                         | 718    | 62,255    |
| 経 常 損 失                       |        | 773,285   |
| 特 別 利 益                       |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 49     |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益               | 1,443  | 1,492     |
| 特 別 損 失                       |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 44,588 |           |
| 減 損 損 失                       | 6,968  | 51,556    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |        | 823,349   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 19,804 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △2,694 | 17,110    |
| 当 期 純 損 失                     |        | 840,458   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |        | 33,274    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |        | 807,185   |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2023年7月1日から )  
( 2024年6月30日まで )

(単位：千円)

|                                       | 株 主 資 本   |         |           |          |           | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
|---------------------------------------|-----------|---------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|
|                                       | 資 本 金     | 資 利 余 金 | 本 金 利 余   | 益 金 利 余  | 株 主 資 本 計 |         |           |
| 当 期 首 残 高                             | 2,156,594 |         | 1,879,188 | △138,576 |           | △13,755 | 3,883,451 |
| 当 期 変 動 額                             |           |         |           |          |           |         |           |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |           |         | 28,612    |          |           | 5,334   | 33,946    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ )   |           |         |           | △807,185 |           |         | △807,185  |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |           |         |           |          |           |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | —         |         | 28,612    | △807,185 |           | 5,334   | △773,239  |
| 当 期 末 残 高                             | 2,156,594 |         | 1,907,799 | △945,761 |           | △8,421  | 3,110,212 |

|                                       | 新 株 予 約 権 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 計   |
|---------------------------------------|-----------|---------------|-----------|
| 当 期 首 残 高                             | 84,236    | 57,937        | 4,025,623 |
| 当 期 変 動 額                             |           |               |           |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |           |               | 33,946    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ( △ )   |           |               | △807,185  |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | △2,806    | △33,274       | △36,080   |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | △2,806    | △33,274       | △809,319  |
| 当 期 末 残 高                             | 81,429    | 24,663        | 3,216,305 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社DPPヘルスパートナーズ  
株式会社ブリッジ  
DeSCヘルスケア株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 DATA HORIZON PHILS, INC.
- ・連結の範囲から除いた理由 DATA HORIZON PHILS, INC. は清算手続きを完了し、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあり、重要性がないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### 棚卸資産

- a. 商 品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- b. 仕 掛 品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- c. 貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物 8～46年
- 工具、器具及び備品 3～15年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。  
当社で制作した、自社利用のソフトウェアについて

は、社内における利用可能期間(2～5年)に基づいて  
おります。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

### ④ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間で均等償却しております。

### ⑤ 収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(データヘルス関連事業の保険者向け情報サービス)

都道府県庁、市町村国保および福祉事務所に提供するデータヘルス関連の保険者向け情報サービスでは、保険者から預かったレセプトと健診のデータを分析し、医療費適正化のためにデータヘルス計画の作成、保健事業の支援、ジェネリック医薬品普及促進のための通知、ポリファーマシー対策サービスの提供、その他各種分析などの様々なサービスを提供しており、個々のサービス提供が履行義務となります。当該履行義務は、個々のサービス提供の完了に伴い充足されると判断し、納品物がある場合は当該納品物の納品時点、データ分析・通知・保健指導などの業務提供の場合は業務が完了した時点で収益を認識しております。

(データヘルス関連事業のkencomアプリ運営サービス)

アプリ運営に係る基本利用料については、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けて便益を享受するものです。このサービスについては履行義務が時の経過につれて充足されることから、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。また、アプリの初期導入作業や成果に応じて受け取る収益等については個々のサービス提供完了時点で収益を認識しております。

(データ利活用事業)

データ利活用事業においては、顧客へのデータ提供を主に行っております。当該履行義

務は提供データの納品が完了した時点で充足されるものと判断し、納品時点で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、簡便法を採用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 125,097千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づいた課税所得により回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 2,110,670千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループののれんは、買収時における経営環境や事業戦略に基づき売上高および営業利益等を見積った上で策定された事業計画を基礎とし、超過収益力として算定され、規則的に償却しております。

のれんの減損の兆候の有無については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や実績が当初の事業計画を下回っている場合等において、減損の兆候を識別しております。

のれんに減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

当連結会計年度におけるのれん残高は、DeSCヘルスケア株式会社の株式取得により生じたものであります。DeSCヘルスケア株式会社におけるデータ活用サービスの新規顧客獲得や既存顧客からの受注増加を目的とした営業活動が遅延したこと等により、DeSCヘルスケア株式会社の損益実績が株式取得時における事業計画を下回ったことから、当該のれんが関連する資産グループに減損の兆候を識別しておりますが、DeSCヘルスケア株式会社の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローがのれんを含む固定資産の帳簿価額を上回るため、減

損損失は計上しておりません。

## ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画に基づいて算出されており、その計画にはデータ利活用サービスにおける既存主要顧客との取引の継続、新規顧客獲得や既存顧客からの受注増加を目的とした営業活動の推進に伴うパイプラインの拡充およびデータ利活用サービス市場の高成長の継続等が見積りの仮定として含まれておりますが、その仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮して決定しております。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

今後の市場動向や経営環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、のれんの評価の判断に影響を及ぼす可能性があります。

## (固定資産の減損損失)

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 有形固定資産                | 541,213千円   |
| うち、賃貸等不動産を除いた当社有形固定資産 | 400,550千円   |
| うち、DeSCヘルスケア(株)有形固定資産 | 455千円       |
| 無形固定資産                | 3,518,210千円 |
| うち、当社無形固定資産           | 731,798千円   |
| うち、DeSCヘルスケア(株)無形固定資産 | 669,338千円   |
| 減損損失                  | 6,968千円     |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

当社グループは、原則として、事業用資産は単一事業であるため当社は全社単位で、連結子会社については会社ごとにグルーピングを行っております。減損の兆候がある場合、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額は減損損失として計上しております。当連結会計年度において、DeSCヘルスケア株式会社の固定資産について減損の兆候を識別しておりますが、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

なお、収益獲得効果を見込めなくなった一部の無形固定資産について減損損失を計上しており、「9. 減損に関する注記」に記載しております。

## ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画に基づいて算出されており、その計画にはデータ利活用サービスにおける既存主要顧客との取引の継続、新規顧客獲得や既存顧客からの受注増加を目的とした営業活動の推進に伴うパイプラインの拡充およびデータ利活用サービス市場の高成長の継続等が見積りの仮定として含まれておりますが、その仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮して決定しております。



③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

今後の市場動向や経営環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、固定資産の減損損失の判断に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 394,103千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 12,711千株      | 一千株          | 一千株          | 12,711千株     |

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 59千株          | 一千株          | 23千株         | 36千株         |

(注) 自己株式の減少は、ストック・オプションによる新株予約権の権利行使によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数に関する事項

| 区分   | 新株予約権の内訳                                    | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|---------------------------------------------|------------------|--------------------|----------------|
| 提出会社 | 2021年5月25日取締役会決議<br>ストック・オプションとしての<br>新株予約権 | 普通株式             | 54,000             | 30,374         |
| 提出会社 | 2021年8月24日取締役会決議<br>ストック・オプションとしての<br>新株予約権 | 普通株式             | 15,000             | 10,795         |
|      | 合計                                          | —                | 69,000             | 41,169         |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にヘルスケア事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。

一時的な余剰は定期預金等の極めて安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、4カ月以内の回収期日であります。

営業債務である買掛金およびその他の金銭債務である未払金、未払費用、未払法人税等ならびに未払消費税等はおおむね2カ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6カ月後であります。

長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年4カ月後であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

|       | 連結貸借対照表<br>計上額(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|-------|--------------------|-----------|--------|
| 長期借入金 | 2,110,000          | 2,106,085 | △3,915 |

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」および「未払消費税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
3. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。
- 出資金 93,949千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

| 区分    | 時価(千円) |           |      |           |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金 | —      | 2,106,085 | —    | 2,106,085 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 245円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 63円70銭  |

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、広島本社ビルにおいての区分所有権の一部取得により賃貸用のオフィスを有しております。

- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価      |
|------------|---------|
| 139,804    | 144,781 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

## 8. 収益認識に関する注記

- (1) 収益の分解情報

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度<br>(自 2023年7月1日<br>至 2024年6月30日) |
|---------------|------------------------------------------|
| 西日本エリア        | 996,043                                  |
| 関西エリア         | 587,426                                  |
| 東日本エリア        | 2,806,440                                |
| 北日本エリア        | 617,123                                  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,007,033                                |
| その他の収益        | —                                        |
| 外部顧客への売上高     | 5,007,033                                |

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ⑤収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 209,642 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 186,967 |
| 契約資産（期首残高）          | 644,171 |
| 契約資産（期末残高）          | 484,926 |
| 契約負債（期首残高）          | 53,316  |
| 契約負債（期末残高）          | 72,060  |

契約資産は、顧客との契約について期末時点で完了しておりますが未請求のサービスに係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

連結貸借対照表上、契約負債は流動負債「その他」に含まれます。契約負債は、主に顧客からの前受金によるものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 9. 減損に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場所        | 用途    | 種類     | 減損損失    |
|-----------|-------|--------|---------|
| 本社（広島市西区） | 事業用資産 | ソフトウェア | 6,968千円 |

当社グループは、原則として、事業用資産については単一事業であるため全社単位でグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、自社で開発したソフトウェアのうち、今後の収益獲得が見込まれないものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,968千円）として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額については、使用価値を零として備忘価額をもって評価しております。

# 貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>       |                  | <b>負 債 の 部</b>         |                  |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>1,103,725</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,096,295</b> |
| 現金及び預金               | 407,435          | 買掛金                    | 20,513           |
| 売掛金及び契約資産            | 492,277          | 短期借入金                  | 350,000          |
| 商 品                  | 1,682            | 1年内返済予定の<br>長期借入金      | 130,000          |
| 仕 掛 品                | 99,911           | 未 払 金                  | 120,323          |
| 貯 蔵 品                | 12,170           | 未 払 費 用                | 163,240          |
| 前 払 費 用              | 42,346           | 未払法人税等                 | 35,268           |
| 短期貸付金                | 120,000          | 未払消費税等                 | 109,784          |
| そ の 他                | 10,858           | 前 受 金                  | 7,327            |
| 貸倒引当金                | △82,954          | 預 り 金                  | 35,322           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>4,955,234</b> | 賞与引当金                  | 99,248           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>540,354</b>   | 受注損失引当金                | 21,316           |
| 建 物                  | 195,652          | そ の 他                  | 3,954            |
| 構 築 物                | 2                | <b>固 定 負 債</b>         | <b>338,357</b>   |
| 車 両 運 搬 具            | 2,861            | 長期借入金                  | 280,000          |
| 工具、器具及び備品            | 77,164           | 退職給付引当金                | 31,689           |
| 土 地                  | 124,872          | 長期預り敷金保証金              | 26,668           |
| 賃 貸 不 動 産            | 139,804          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,434,651</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>731,798</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| ソフトウェア               | 693,841          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>4,542,877</b> |
| ソフトウェア仮勘定            | 6,101            | 資 本 金                  | 2,156,594        |
| 借 地 権                | 31,452           | 資 本 剰 余 金              | 1,909,799        |
| そ の 他                | 404              | 資 本 準 備 金              | 1,856,594        |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>3,683,082</b> | その他資本剰余金               | 53,206           |
| 関係会社株式               | 3,420,408        | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>484,905</b>   |
| 出 資 金                | 93,949           | その他利益剰余金               | 484,905          |
| 長期前払費用               | 6,875            | 繰越利益剰余金                | 484,905          |
| 長期預け金                | 100              | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△8,421</b>    |
| 差入保証金                | 38,611           | 新株予約権                  | 81,429           |
| 繰延税金資産               | 123,138          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>4,624,307</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>6,058,958</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>6,058,958</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2023年7月1日から  
2024年6月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    | 金 額       |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 3,680,552 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,047,104 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,633,448 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,531,644 |
| 営 業 利 益                 |        | 101,804   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 797    |           |
| 受 取 家 賃                 | 64,658 |           |
| 補 助 金 収 入               | 1,000  |           |
| 助 成 金 収 入               | 274    |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 7,666  |           |
| 雑 収 入                   | 8,749  | 83,145    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 11,829 |           |
| 支 払 保 証 料               | 90     |           |
| 貸 貸 収 入 原 価             | 43,924 | 55,843    |
| 経 常 利 益                 |        | 129,105   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 1,443  | 1,443     |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損 失         | 11,598 |           |
| 減 損 損 失                 | 6,968  | 18,566    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 111,982   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 14,918 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △6,493 | 8,425     |
| 当 期 純 利 益               |        | 103,557   |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2023年7月1日から  
2024年6月30日まで )

(単位：千円)

|                                       | 株 主 資 本   |           |                   |             |               |         |           |             |
|---------------------------------------|-----------|-----------|-------------------|-------------|---------------|---------|-----------|-------------|
|                                       | 資 本 金     | 資 余 本 金   |                   |             | 利 益 金         |         | 自 己 株 式   | 株 主 資 本 計 合 |
|                                       |           | 資 準 備 金   | そ の 他 資 本 金 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | そ の 他 剰 余 金 計 | 剰 余 金 計 |           |             |
| 当 期 首 残 高                             | 2,156,594 | 1,856,594 | 24,594            | 1,881,188   | 381,348       | △13,755 | 4,405,375 |             |
| 当 期 変 動 額                             |           |           |                   |             |               |         |           |             |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |           |           | 28,612            | 28,612      |               | 5,334   | 33,946    |             |
| 当 期 純 利 益                             |           |           |                   |             | 103,557       |         | 103,557   |             |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |           |           |                   |             |               |         |           |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | —         | —         | 28,612            | 28,612      | 103,557       | 5,334   | 137,503   |             |
| 当 期 末 残 高                             | 2,156,594 | 1,856,594 | 53,206            | 1,909,799   | 484,905       | △8,421  | 4,542,877 |             |

|                                       | 新株予約権  | 純 資 産 計 合 |
|---------------------------------------|--------|-----------|
| 当 期 首 残 高                             | 84,236 | 4,489,610 |
| 当 期 変 動 額                             |        |           |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |        | 33,946    |
| 当 期 純 利 益                             |        | 103,557   |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | △2,806 | △2,806    |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | △2,806 | 134,696   |
| 当 期 末 残 高                             | 81,429 | 4,624,307 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

イ. 商 品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕 掛 品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. 貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～46年

工具、器具及び備品 3～15年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

当社で制作した、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、簡便法を採用しております。

#### ④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

### (4) 収益および費用の計上基準

当社の収益は、都道府県庁、市町村国保および福祉事務所に提供するデータヘルス関連の保険者向け情報サービスの販売によるものが大部分を占めております。保険者向け情報サービスでは、保険者から預かったレセプトと健診のデータを分析し、医療費適正化のためにデータヘルス計画の作成、保健事業の支援、ジェネリック医薬品普及促進のための通知、ポリファーマシー対策サービスの提供、その他各種分析などの様々なサービスを提供しており、個々のサービス提供が履行義務となります。当該履行義務は、個々のサービス提供の完了に伴い充足されると判断し、納品物がある場合は当該納品物の納品時点、データ分析・通知・保健指導などの業務提供の場合は業務が完了した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 123,138千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づいた課税所得により回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(子会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 子会社株式           | 3,420,408千円 |
| うち、DeSCヘルスケア㈱株式 | 3,400,008千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

子会社株式については、市場価格がない株式のため、子会社の実質価額が取得価額に比して著しく下落した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理することとしております。なお、企業買収により超過収益力を見込んで子会社株式等の取得を行った場合は、当該超過収益力が見込まれなくなった段階で、実質価額が著しく低下したとみなされます。超過収益力が毀損しているか否かの判定は、当該子会社の事業計画に基づき行われます。DeSCヘルスケア株式会社の超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

②主要な仮定

超過収益力が毀損しているか否かの判定は、経営者が作成した事業計画に基づいて実施しており、その計画にはデータ利活用サービスにおける既存主要顧客との取引の継続、新規顧客獲得や既存顧客からの受注増加を目的とした営業活動の推進に伴うパイプラインの拡充及びデータ利活用サービス市場の高成長の継続等が見積りの仮定として含まれておりますが、その仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮して決定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

今後の市場動向や経営環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において、子会社株式の評価の判断に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 392,348千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 143,376千円 |
| ② 短期金銭債務 | 29,140千円  |

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 443,393千円 |
| ② 仕入高        | 228,220千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 1,268千円   |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 59千株        | 一千株        | 23千株       | 36千株       |

(注) 自己株式の減少は、ストック・オプションによる新株予約権の権利行使によるものです。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 未払事業税           | 8,088千円   |
| 賞与引当金           | 30,230千円  |
| 繰越欠損金           | 55,482千円  |
| ソフトウェア          | 44,419千円  |
| 子会社株式評価損        | 11,910千円  |
| 退職給付引当金         | 9,652千円   |
| 減価償却超過額及び減損損失否認 | 4,299千円   |
| 子会社貸倒引当金        | 24,368千円  |
| その他             | 24,097千円  |
| 繰延税金資産小計        | 212,546千円 |
| 評価性引当額          | △89,407千円 |
| 繰延税金資産合計        | 123,138千円 |
| 繰延税金負債          |           |
| 繰延税金負債合計        | 一千円       |
| 繰延税金資産の純額       | 123,138千円 |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類      | 会社等の名称又は氏名       | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係               | 取引内容                   | 取引金額(千円)       | 科目        | 期末高(千円) |
|---------|------------------|------------------|-------------------------|------------------------|----------------|-----------|---------|
| 役員に準ずる者 | 内藤 慎一郎           | 所有<br>直接<br>0%   | 当社常務執行役員                | ストック・オプションの権利行使(注1)    | 9,186          | -         | -       |
| 子会社     | DeSCヘルスケア(株)     | 所有<br>直接<br>95%  | 役員の兼任<br>レバニューシェア契約     | レバニューシェア契約(注2)         | 428,211        | 売掛金及び契約資産 | 600     |
| 子会社     | (株)DPPヘルスパートナース* | 所有<br>直接<br>100% | 役員の兼任<br>業務の委託<br>業務の受託 | 資金の貸付(注3)<br>利息の受取(注3) | 140,000<br>794 | 短期貸付金(注4) | 120,000 |

- (注) 1. 2021年5月25日開催の当社取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度に係る権利行使を記載しております。なお「取引金額」欄はストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. レバニューシェア契約の条件については、一般の取引条件を参考に、業務の負担割合・リスク等を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
4. 関係会社への貸倒懸念債権に対し、80,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において6,000千円の関係会社貸倒引当金戻入額を計上しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 358円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8円17銭   |

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月27日

株式会社データホライゾン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀 男  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 池内 正 文  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社データホライゾンの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社データホライゾン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月27日

株式会社データホライズン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀男  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池内 正文  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社データホライズンの2023年7月1日から2024年6月30日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する

規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針およびそれに基づく各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月28日

株式会社データホライズン 監査等委員会

常勤監査等委員 野間 寛 ㊟

監査等委員 竹島 哲郎 ㊟

監査等委員 倉岡 なぎさ ㊟

(注) 常勤監査等委員野間寛および竹島哲郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築ならびに株主総会および取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第3章 株主総会 第15条（議長）ならびに同第4章 取締役および取締役会 第23条（取締役会）の規定の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

| 現 行 定 款                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会                                                                                        | 第3章 株主総会                                                                                                                                          |
| (議長)<br>第15条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代る。</u>                           | (議長)<br>第15条 <u>株主総会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該取締役にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> |
| 第4章 取締役および取締役会                                                                                  | 第4章 取締役および取締役会                                                                                                                                    |
| (取締役会)<br>第23条 <u>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> | (取締役会)<br>第23条 <u>取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該取締役にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>           |
| 2. (条文省略)                                                                                       | 2. (現行どおり)                                                                                                                                        |

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、迅速な意思決定による経営の機動性向上を図るため、取締役を1名減員し4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | うつみよしお夫<br>内海良夫<br>(1947年7月29日生) | 1982年3月 当社設立、代表取締役社長<br>2010年12月 ㈱DPPヘルスパートナーズ取締役<br>2017年5月 同社代表取締役社長（現任）<br>2018年11月 当社営業本部担当<br>2019年7月 ㈱ブリッジ取締役（現任）<br>2020年7月 当社新規事業開発本部長<br>2022年9月 当社代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者（CEO）<br>2022年10月 DeSCヘルスケア㈱取締役（現任）<br>2024年7月 当社代表取締役会長（現任）                                                                                                                                     | 1,147,900株     |
| 2     | せがわしょう翔<br>瀬川翔<br>(1984年7月22日生)  | 2010年4月 ㈱ディー・エヌ・エー入社<br>2018年4月 同社執行役員兼ヘルスケア事業本部本部長<br>2019年4月 DeSCヘルスケア㈱取締役<br>2020年4月 同社代表取締役社長（現任）<br>2021年4月 ㈱ディー・エヌ・エー執行役員兼ヘルスケア事業本部副本部長<br>2021年7月 当社新規事業開発本部長<br>2021年9月 当社取締役<br>2022年9月 当社代表取締役兼副社長執行役員<br>2022年10月 ㈱ディー・エヌ・エーグループエグゼクティブ兼ヘルスケア事業本部本部長（現任）<br>2023年9月 当社代表取締役副社長兼執行役員最高執行責任者（COO）<br>2023年10月 ㈱PFDeNA取締役（現任）<br>2024年7月 当社代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者（CEO）（現任） | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | おおい じゅん<br>大井 潤<br>(1972年9月24日生)   | 1995年4月 自治省（現：総務省）入省<br>2011年4月 総務省自治財政局財政課財政企画官<br>2013年4月 ㈱ディー・エヌ・エー入社<br>2018年4月 同社執行役員兼経営企画本部本部長<br>2021年6月 ㈱DeNAライフサイエンス代表取締役（現任）<br>同社取締役兼執行役員最高財務責任者（CFO）兼経営企画本部本部長<br>㈱PFDeNA代表取締役社長（現任）<br>2022年6月 ㈱アルム代表取締役<br>2022年9月 当社取締役（現任）<br>2022年10月 ㈱ディー・エヌ・エー取締役兼執行役員（現任）<br>2024年6月 ㈱アルム代表取締役会長（現任） | 一株             |
| 4         | おか もと たもつ<br>岡本 保<br>(1951年1月10日生) | 1974年4月 自治省（現：総務省）入省<br>2006年7月 総務省自治財政局長<br>2007年7月 同省自治行政局長<br>2008年7月 同省消防庁長官<br>2009年7月 同省総務審議官（自治行政担当）<br>2010年1月 同省事務次官<br>2013年1月 野村資本市場研究所顧問<br>2014年4月 （一財）自治体国際化協会理事長<br>2022年9月 当社取締役（現任）                                                                                                     | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 瀬川翔氏および大井潤氏は、現在および過去に当社の親会社である株式会社ディー・エヌ・エーおよびその子会社の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。
3. 岡本保氏は、社外取締役候補者であります。
4. 岡本保氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 岡本保氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、長年総務省において重要な地位にて従事してきた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。
6. 岡本保氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認可決された場合、当社は、引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、岡本保氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。岡本保氏の再任が承認可決された場合、当社は引き続き岡本保氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメン トリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しており、今後2025年2月に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | のまひろし<br>野間 寛<br>(1951年1月28日生)      | 1975年4月 ㈱呉相互銀行(現:㈱もみじ銀行) 入行<br>1991年7月 ㈱せとうち銀行(現:㈱もみじ銀行)<br>舟入支店長<br>2001年4月 同行審査第一部長<br>2004年5月 ㈱もみじ銀行執行役員リスク統括部長<br>2005年5月 同行融資部長<br>2006年6月 同行常勤監査役<br>2006年10月 ㈱山口フィナンシャルグループ監査役<br>2014年6月 もみじ地所㈱顧問<br>2015年6月 当社常勤監査役<br>2017年5月 ㈱DPPヘルスパートナーズ監査役(現任)<br>2018年9月 当社取締役常勤監査等委員<br>(現任) | 一株             |
| 2         | たけしま てつ ろう<br>竹島 哲郎<br>(1949年2月3日生) | 1972年4月 中国工業㈱入社<br>1982年8月 ㈱児玉会計入社<br>1985年8月 (福)広島光明学園入職<br>1991年7月 藤間公認会計士事務所入所<br>1996年6月 (福)広島光明学園入職事務局長<br>2002年3月 竹島哲郎税理士事務所開設(現任)<br>2016年6月 当社監査役<br>2018年9月 当社取締役監査等委員(現任)                                                                                                          | 一株             |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | くらおか<br>倉岡 なぎさ<br>(1984年12月13日生) | 2008年4月 JXTGエネルギー㈱(現:ENEOS㈱)<br>入社<br>2018年11月 デロイトトーマツコンサルティング<br>(同)入社<br>2019年11月 ㈱ディー・エヌ・エー入社<br>2021年9月 ㈱DeNAライフサイエンス監査役<br>㈱PFDeNA監査役<br>2021年10月 ㈱ディー・エヌ・エー経営企画<br>本部企画統括部経営企画部経営<br>戦略第二グループグループリー<br>ダー<br>2022年4月 同社経営企画本部企画統括部経<br>営企画部部長<br>2022年9月 当社取締役監査等委員(現任)<br>2022年10月 DeSCヘルスケア㈱監査役<br>2023年4月 ㈱ディー・エヌ・エー経営企画<br>本部企画統括部統括部長<br>2024年4月 ㈱ディー・エヌ・エー経営企画<br>本部副本部長(現任) | -株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野間寛氏および竹島哲郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 野間寛氏および竹島哲郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります  
が、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年  
となります。
4. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割について
- (1) 野間寛氏は、長年金融機関に勤務され、豊富な経験と知識を有しておられること  
から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しておりま  
す。
- (2) 竹島哲郎氏は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士の資格  
を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることか  
ら、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 倉岡なぎさ氏は、現在および過去に当社の親会社である株式会社ディー・エヌ・エー  
の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。
6. 当社は、野間寛氏および竹島哲郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とし  
て届け出ており、両氏の再任が承認可決された場合、当社は引き続き両氏を独立役員  
とする予定であります。
7. 当社は、竹島哲郎氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づ  
き、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。竹島哲  
郎氏の再任が承認可決された場合、当社は引き続き竹島哲郎氏との当該責任限定契約  
を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメン  
トリスクプロテクション保険契約)を保険会社との間で締結しており、今後2025年2  
月に当該保険契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴  
訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠  
償金等を補填の対象としております。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は  
当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------|---------------------------------------------------|----------------|
| みやけとしこ<br>三宅稔子<br>(1980年9月17日生) | 2015年4月 小森法律事務所弁護士(現任)<br>2020年6月 フマキラー㈱社外取締役(現任) | 一株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三宅稔子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 三宅稔子氏を補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、弁護士としての豊富な経験と実績を活かし、客観的で公正・中立な立場からの的確な監査・監督が期待できると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 三宅稔子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容の決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額については、2018年9月26日開催の第38回定時株主総会において、年額100,000千円以内(うち社外取締役分は10,000千円以内。なお、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、上記とは別枠にて、2020年9月29日開催の第40回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する報酬としてのストック・オプションを年額80,000千円(年200個)の範囲内で付与することを決議いただいております。

今般、ストック・オプション制度に代えて、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、ストック・オプション制度の報酬枠と同額の年額80,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分は取締役会にて決定することといたします。

本制度の導入に伴い、上記のストック・オプション制度を廃止することとし、今後取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定であります。

なお、現在の監査等委員でない取締役は5名(うち社外取締役1名)であり、第2号議案が承認可決されますと、監査等委員でない取締役は4名(うち社外取締役1名)となります。

また、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の発行要項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給いたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。))または株式併合

が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

また、本議案における報酬額の上限、発行または処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結する事を条件といたします(本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。))。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日(以下「本払込期日」といいます。)から当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した時点までの間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。ただし、当該退任または退職した時点が本払込期日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について合理的な範囲で調整することができる。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

#### (3) 無償取得事由

- ①対象取締役が死亡、任期満了または定年その他正当な理由によらず、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任または退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約

に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が役務提供期間の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位から退任または退職した場合には、本株式の全部について、当該退任または退職した時点をもって譲渡制限を解除する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本株式の全部について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

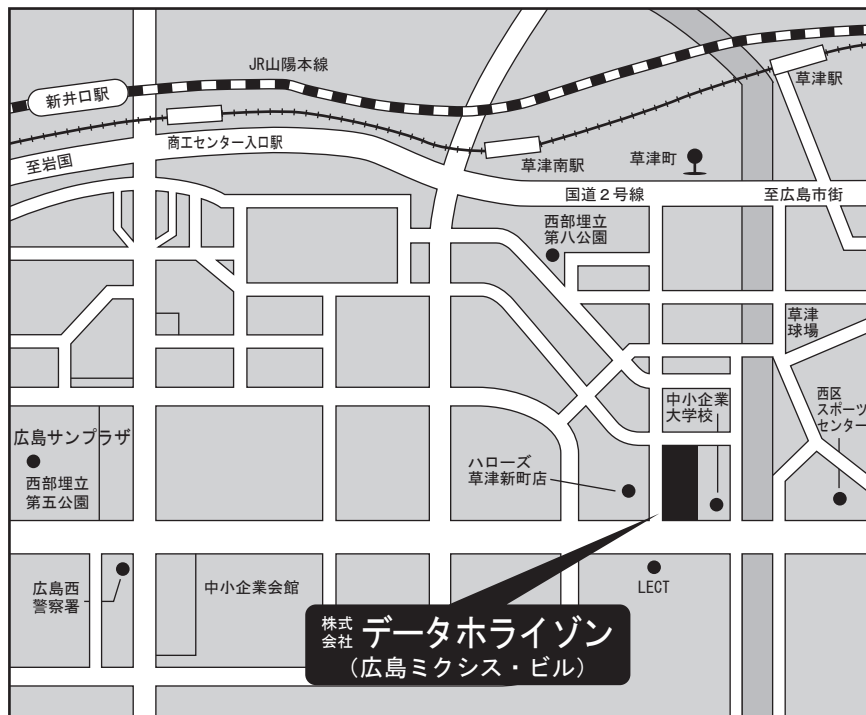
(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：広島市西区草津新町一丁目21番35号  
広島ミクシス・ビル1階 広島市産業振興センター研修室  
TEL 082-279-5550



交通：J R 山陽本線 新井口駅下車 タクシー5分 (徒歩20分)  
広島電鉄宮島線 草津駅もしくは草津南駅下車 各徒歩10分  
J R 山陽本線 広島駅下車 タクシー30分